

国民健康保険（資格・給付）、国民健康保険（賦課・徴収）、後期高齢者医療に関する事務に係る「特定個人情報保護評価（全項目評価書）」（素案）に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	ガバメントクラウド上に移行する際のリスク評価書として、ガバメントクラウドのクラウド事業者の管理責任組織の記載がありません。適切な箇所に管理責任を明示した方が良いと考えます。	全体	1	「ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAPP）のリストに登録されたクラウド事業者から調達される」とあり、「原則としてガバメントクラウドに起因する事象で障害が発生する場合には国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する」（IV その他のリスク対策）とあることから、管理責任について既に明示されているものと考えます。	素案のとおりとします。
2	①ではガバメントクラウドのクラウド事業者は消去に関わらないとしながら、②では「クラウド事業者が…確実に消去する」と相反する記述のため。また、③の主語はクラウド事業者と推察するが、明示した方がより良いと考えます。	資格・給付 46 賦課・徴収 34.53 後期高齢 39	1	ご指摘のとおり分かりにくい表現であるため、②について「確実に対応する」と修正いたします。なお、③については「地方公共団体が委託した開発事業者」が主語となるため素案のとおりといたします。	評価書を一部修正します。
3	運用管理補助者は、①では「利用者のデータにアクセスしない」、②では「…継続的にモニタリング、ログ管理を行う」。前述補助者が、利用者のデータにアクセスしないことを強調した方が良いと考えます。	資格・給付 95 賦課・徴収 68 後期高齢 78	1	国及びクラウド事業者は、各データにアクセスしないことについては素案の表現で明確であると考えます。データにアクセスすることとモニタリングやログ管理を行うことはそれぞれ異なる行為です。	素案のとおりとします。
4	唐突にここだけ出てくる「利用者」には注釈が必要。	資格・給付 95 賦課・徴収 68 後期高齢 78	1	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「5. 特定個人情報の提供・移転」にも「利用者の端末においては、特定個人情報に直接アクセスできないため～」という記載があり、利用者はガバメントクラウドを利用するシステム所有者である地方公共団体を指します。	素案のとおりとします。
5	ガバメントクラウドのクラウド事業とクラウド事業者の混在を解消。	全体	1	クラウド事業とクラウド事業者が混在している箇所について確認できませんでした。	素案のとおりとします。

■ 集計結果

意見提出者数	1名
意見項目数	5件
修正項目数	1件